

コンクリート技士およびコンクリート主任技士の 登録料等に関する内規

昭和60年3月27日制定
平成4年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成25年12月26日改正
平成26年5月20日改正
平成27年3月25日改正

(目的)

第1条 コンクリート技士・同主任技士の登録料および手数料等の金額は、この内規の定めるところによる。

(登録料)

第2条 登録料は、1回の登録につき5,400円(消費税込)とする。ただし、コンクリート技士研修会を受講し、その登録更新の時期に達していない者が、主任技士試験に合格し主任技士登録をする場合は、払込済みの技士登録料を主任技士登録料に充当する。

(手数料)

第3条 登録証の再発行および登録証カードの発行・再発行ならびに英文登録証明書の発行手数料は次のとおりとする。

| | | |
|------------|-------|------------------|
| 登録証の再発行 | 1通につき | 1,240円(消費税込)とする。 |
| 登録証カードの発行 | 1通につき | 1,550円(消費税込)とする。 |
| 英文登録証明書の発行 | 1通につき | 830円(消費税込)とする。 |

(研修会受講料)

第4条 コンクリート技士の研修会受講料は、次のとおりとする。

| | |
|--------|------------------|
| 研修会受講料 | 8,640円(消費税込)とする。 |
|--------|------------------|

(所管と改廃)

第5条 この内規は総務財務委員会が所管し、その改廃は理事会が決定する。

付 則

1. この内規は、昭和60年3月27日より実施する。
2. この内規の改正は、平成27年4月1日より施行する。